

諸外国の最低賃金の状況・報告書について(案)

諸外国の最低賃金制度・改定状況について

諸外国の最低賃金制度①(概要)

○ 欧州の最低賃金制度では、若年者等に対して適用除外等の措置がなされているのに対し、日本の最低賃金制度は全労働者に適用している(都道府県労働局長の許可を受けることによる減額特例がある)。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	(参考) 日本
根拠法・導入年	全国最低賃金法 (1998年)	労働法典(L3231-1 以下) (1950年)	最低賃金法(MiLoG) (2015年)	公正労働基準法 (FLSA) (1938年)	最低賃金法 (1988年)	最低賃金法 (1959年)
設定方式	全国一律	全国一律	全国一律	全国一律(連邦最賃)と地域別(州・市・郡最賃)の併用	全国一律	地域別最低賃金
適用除外	【適用除外】 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部 等	【適用除外】 ・労働時間を把握することができない労働者(訪問販売員などの一部)	【適用除外】 ・未成年者(18歳未満) ・職業訓練実習生の一部 ・長期失業者の就職時(開始から6ヶ月) 等	【適用除外】 (連邦最低賃金) ・管理職、専門職等 ・小規模従業員等(州別最低賃金) ・州により異なる	【適用除外】 ・精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者	【適用除外】 ・なし
減額措置	【減額措置】 ・21～22歳： 8.36ポンド/時 ・18～20歳： 6.56ポンド/時 ・16～17歳： 4.62ポンド/時 ・見習訓練生： 4.30ポンド/時	【減額措置】 ・18歳未満 ・職業訓練生、研修生等	【減額措置】 (連邦最低賃金) ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生(州別最低賃金) ・州により異なる	【減額措置】 (連邦最低賃金) ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生(州別最低賃金) ・州により異なる	【減額措置】 ・修習・試用期間中の者(1年未満の契約労働者除く)	【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用。 ・精神または身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうち一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者

諸外国の最低賃金制度②(改定方法・決定主体・決定基準)

- アメリカでは連邦法・州法の改正等により最低賃金を改定するのに対し、その他の国では、審議会・委員会で審議し、政府が最低賃金を定期的に改定する。また、ドイツは2年ごとに改定の決定を行うのに対し、イギリス、フランス、韓国では、日本と同様に、基本的に毎年改定の決定を行っている。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	(参考) 日本
改定方法・決定主体	<p>政府が決定。毎年、最低賃金委員会への諮問の上、ほぼ委員会勧告通り改定。</p> <p>最低賃金委員会は労働者側委員、使用者側委員、有識者委員からなる三者構成の諮問機関。労使同数の定めはない。</p>	<p>政府が全国団体交渉委員会に諮問し、その答申を受けて政令により改定。</p> <p>全国団体交渉委員会は、政府代表4、労使各18。</p>	<p>最低賃金委員会が2年ごとに適切な最低賃金額の決議を行う。連邦政府は法規命令により最低賃金を規定。</p> <p>最低賃金委員会の構成は、議長1、常任委員6(労使各3名ずつ)、諮問委員2(学術分野からの委員、議決権なし)。</p>	<p>連邦最低賃金は公正労働基準法の改正、州別最低賃金は州法の改正、市や郡の最低賃金は条例の改正もしくは設立などによる。</p>	<p>最低賃金委員会の審議・議決を経て、雇用労働部長官が決定。</p> <p>最低賃金委員会は、労働者代表、使用者代表、公益代表各9人で構成。</p>	<p>厚生労働大臣・都道府県労働局長が、公労使三者構成の最低賃金審議会(中央・地方)に諮問し、地域別最低賃金を決定。</p>
決定基準	<p>英国経済全体及びその競争力に与える影響に配慮し、かつ政府が問題を付託する際に特定した付加的要素について考慮しなければならない(全国最低賃金法7条5項)。</p> <p>政府目標は、2024年までに、最低賃金(NLW)を賃金中央値の2/3の水準とすること。</p>	<p>全国団体交渉委員会は、最低賃金の改定に当たって、以下の3点を考慮。①物価上昇率(所得下位20%の世帯の消費構成を踏まえて算定)、②実質賃金上昇率の1/2以上とする、③政府裁量による上乘せ。</p> <p>消費者物価指数が前回の賃金改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけの金額を随時改定。</p>	<p>最低賃金委員会は、最低賃金額の改定に当たって、以下の4点を考慮。①労働者の必要最低限の生活を保障すること、②公正かつ機能的な競争力を維持できること、③雇用危機を招かないこと、④労働協約の賃金動向に従うこと(最低賃金法9条)。</p>	<p>具体的な改定方法は各地で異なるが、①スケジュールを組み、段階的に引き上げていく、②消費者物価指数をもとに自動的に改定する、③連邦最賃の改定時など必要に応じて見直す、といった方法がとられている。</p>	<p>最低賃金は、①労働者の生計費、②類似の労働者の賃金、③労働生産性、④所得分配率等を考慮して定める(最低賃金法4条1項)。</p>	<p>地域別最低賃金は、地域における①労働者の生計費、②賃金、③賃金支払能力を考慮して定める(最低賃金法9条2項)。</p> <p>労働者の生計費を考慮する際は、生活保護基準を下回らないように配慮する(同法9条3項)。</p>

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定について①(引上げ時期、額・率)

○ イギリス、フランス、ドイツ、韓国では、最低賃金の一定の引上げが行われているものの、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、例年と比べて最低賃金の引上げ幅が小さくなっている。

	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	(参考) 日本
引上げの時期・額・率	<p>【直近3年の引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年4月～： 7.83ポンド (+4.4%) ・2019年4月～： 8.21ポンド (+4.9%) ・2020年4月～： 8.72ポンド (+6.2%) <p>【コロナ禍の最賃決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年4月～： 8.91ポンド (+2.2%) 	<p>【直近3年の引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年1月～： 9.88ユーロ (+1.2%) ・2019年1月～： 10.03ユーロ (+1.5%) ・2020年1月～： 10.15ユーロ (+1.2%) <p>【コロナ禍の最賃決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年1月～： 10.25ユーロ (+0.99%) 	<p>【直近3年の引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年1月～： 8.84ユーロ (2015年1月比 +4.0%) ・2019年1月～： 9.19ユーロ (+4.0%) ・2020年1月～： 9.35ユーロ (+1.7%) <p>【コロナ禍の最賃決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年1月～： 9.50ユーロ (2020年1月比 +1.6%) ・2021年7月～： 9.60ユーロ (2021年1月比 +1.1%) ・2022年1月～： 9.82ユーロ (2021年7月比 +2.3%) ・2022年7月～： 10.45ユーロ (2022年1月比 +6.4%) 	<p>(連邦最低賃金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年7月以降 7.25ドルで据え置き <p>(州別最低賃金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・29州が連邦最賃を上回る水準を設定しており、一部の州においては最低賃金を引き上げている。 	<p>【直近3年の引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年1月～： 7,530ウォン (+16.4%) ・2019年1月～： 8,350ウォン (+10.9%) ・2020年1月～： 8,590ウォン (+2.87%) <p>【コロナ禍の最賃決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年1月～： 8,720ウォン (+1.5%) 	<p>【直近3年の引上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年10月～： 848円 (+3.0%) ・2018年10月～： 874円 (+3.1%) ・2019年10月～： 901円 (+3.1%) <p>【コロナ禍の最賃決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年10月～： 902円 (+0.1%)

コロナ禍における諸外国の最低賃金の改定について②(引上げの根拠)

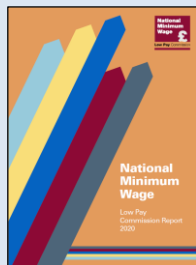
	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	韓国	(参考) 日本
引上げの根拠	<p>当初、2024年までに賃金中央値の3分の2相当への引上げという政府目標をベースに2021年4月の改定額を9.21ポンドとする案が示されていたが、<u>新型コロナウイルスに伴う経済・雇用・賃金水準への影響を踏まえ、予想される物価上昇を若干上回る水準の8.91ポンド(前年比+2.2%)</u>とした。</p>	<p>物価・賃金スライドによる自動改定に加え、政府裁量による上乗せの引上げが可能であるが、<u>新型コロナウイルスの影響を踏まえ、政府裁量による上乗せはなされなかった。</u></p> <p>なお、2020年11月末時点で、物価上昇率は-0.2%だったため考慮されず、賃金上昇率は1.91%だったため、規定の引上げ率の賃金上昇率は1/2である0.955%となった。前年の10.15ユーロの0.955%増を四捨五入すると、10.25ユーロとなり、2021年1月から10.25ユーロ(前年比+0.99%)とした。</p>	<p>2020年は、<u>新型コロナウイルスの影響で顕著な景気後退が予想されるが(業種間の格差あり)、2021年は、最新予測では経済回復が見込まれ、2022年以降は国内総生産がコロナ前の水準に回復すると期待し、今回の4段階に分けた引上げを決定した(後半ほど引上げ幅が大きい)。</u></p>	<p>連邦最低賃金については、2021年4月時点で改定なし。</p> <p>※1.9兆ドル規模の経済・景気対策である2021年米国救済計画法案に、連邦最低賃金の時給15ドルへの引上げが盛り込まれたが、<u>共和党を中心に慎重な意見も多く、2021年3月の上院での可決時に、法案から最低賃金の項目は削除された。</u></p>	<p>最低賃金委員会で労働者委員が時給10000ウォン(16.4%増)、使用者委員が時給8410ウォン(2.1%減)の当初案を提示し、労使双方が修正案を提示するものの、意見の隔たりを埋められず、公益委員は1.5%増の案を提示し、採決。</p> <p><u>新型コロナウイルスの影響を踏まえ、2021年1月は1.5%の引上げとなったが、この引上げ幅は、最低賃金制度実施の1988年以降最も低い。</u></p>	<p>○令和2年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解(令和2年7月21日)</p> <p>令和2年度地域別最低賃金額については、<u>新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至った。</u></p> <p>目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、<u>地域別最低賃金の審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する。</u></p>

英独仏の最低賃金に関する報告書

英独仏の最低賃金に関する報告書

- イギリス・ドイツ・フランスでは、日本と同様に最低賃金改定の際に、直近の経済状況等を踏まえ、労使と協議して最低賃金の改定を行っているが、その際、特にイギリスやドイツでは、過去の最低賃金引上げの影響について、統計データや実証研究等を用いて多角的に検証している。

イギリス



- 公労使三者構成の最低賃金委員会は、毎年最低賃金の改定の際に、その理論的根拠に関する報告書を提出。例年、過去の最低賃金の引上げによる雇用等への影響について、統計データや実証研究等を用いて多角的に検証しつつ、経済見通しを踏まえ、政府方針に沿った改定額を勧告していた(※)が、2021年4月の改定の際の報告書では、新型コロナウイルスの影響の検証が中心となっている。

(※) 賃金中央値に対する最低賃金(NLW)の割合について、かつての政府目標は2020年までに60%、現在の政府目標は2024年までに2/3であり、基本的に目標達成までの道筋を示しつつ、毎年改定額を勧告。

(※) 過去の最低賃金引上げの雇用への影響の検証が中心であるが、企業利益、価格、生産性、投資等への影響も検証している。

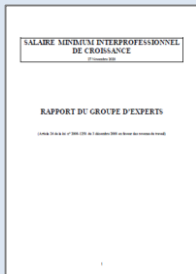
ドイツ



- 公労使三者構成の最低賃金委員会は、2年に1度の改定の決議の際に、「法定最低賃金の影響に関する報告書」を提出。例年、改定額は協約賃金の動向を重視して決定される傾向があるが、改定の決議に付属の報告書では、過去の最低賃金引上げに伴う以下の影響を統計データや実証研究等を用いて検証している。

- ① 労働者の保護(賃金への影響、最低賃金違反の状況、社会保障への影響)
- ② 雇用(雇用、失業、労働時間、職業教育等への影響)
- ③ 企業の競争条件(人件費、生産性、手続コスト、投資、価格、消費、利益等)

フランス



- 学識経験者によって構成される専門家委員会は、毎年、団体交渉委員会(公労使三者構成)と政府に対し、最低賃金(SMIC)に関する報告書を提出。例年、報告書では、物価・賃金スライド制による自動改定に加えて、政府裁量による上乘せの改定を行うかどうか等を検討している。その際、主に統計データを用いて、直近の経済状況だけでなく、最低賃金引上げの賃金や企業の競争力への影響や、最賃近傍労働者の属性を確認し、最低賃金の水準の国際比較等も行っている。

英国 最低賃金委員会 プレスリリース 要旨 (2020.11.25)

政府は本日、2021年4月から発効する最低賃金額を発表した。10月末に最低賃金委員会が行った勧告を受け入れた。全国生活賃金 (NLW) は、8.72ポンドから8.91ポンドに2.2%上昇し、その対象は25歳以上から23歳以上に拡大する。23歳未満の労働者については、委員会は、現在の経済状況がもたらす若者の雇用へのリスクに対する認識を少し強めた。

NLWの増加は、低賃金労働者の収入が予測される賃金の伸びとほぼ一致して上昇することを意味する。予想される物価上昇よりもやや高くすることにより、低賃金労働者の生活水準を保護することができるはずである。委員会は、今回の最低賃金の引上げが、既に厳しい見通し以上に、雇用の見通しに重大な追加のリスクをもたらすとは考えていない。委員会の推奨する最低賃金は次のとおりである。

	2020年4月からの最低賃金	2021年4月からの最低賃金	引上げ率
全国生活賃金(23歳以上)	£8.72	£8.91	2.2%
21~22歳の最低賃金	£8.20	£8.36	2.0%
18~20歳の最低賃金	£6.45	£6.56	1.7%
16~17歳の最低賃金	£4.55	£4.62	1.5%
見習訓練生の最低賃金	£4.15	£4.30	3.6%

最低賃金委員会は、低賃金 (Low Pay: 賃金中央値の3分の2) を終わらせるという政府の目標に引き続きコミットしている。委員会は、長期的な経済見通しの不確実性を考慮すると、2024年までに賃金の中央値の3分の2に達するというNLWに関する政府目標を変更するといったことは推奨しない。委員会の報告書は、NLWの指標となる将来の道筋を示している。しかし、一時休業 (furloughing) により、今年の賃金データの精度は制限されている。委員会は、政府が設定した期限に間に合うように、10月30日に勧告を提出した。これは、英国でのさらなる封鎖制限とコロナウイルスの雇用維持制度の延長が発表される前のことだった。

留意事項

- ・最低賃金委員会は、雇用主、労働組合、専門家で構成される独立した組織であり、その役割は最低賃金について政府に助言することである。本日発表された最低賃金は、委員会が全会一致で合意し、政府が承認したものである。
- ・最低賃金委員会は、設定された10月末の期限に沿って、10月27日~29日までの最終審議の後、2020年10月30日に政府に勧告を提出した。委員会の報告書は、推奨する最低賃金と理論的根拠を詳細に示しており、12月初旬 (12月9日) に公開される。
- ・全国生活賃金 (NLW) は、現在、25歳以上の労働者に適用されているが、2021年4月から23歳以上の労働者の法定最低賃金になる。NLWの年齢のしきい値の引下げは、2019年秋に最低賃金委員会によって行われた推奨事項に従っている。しきい値は、2024年までにさらに21歳に引き下げられる。
- ・政府は、NLWを2024年までに賃金中央値の3分の2に達するという目標を設定している。最低賃金委員会は、これに基づいて勧告を行う。NLWは当初2016年4月に導入され、2020年までに賃金の中央値の60%を目標としていた。

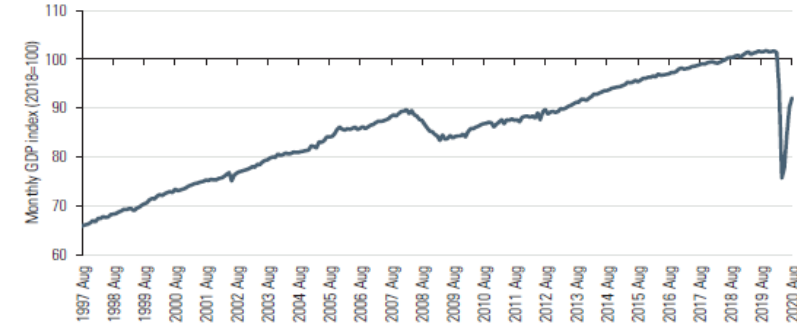
要約

- 4月以降、コロナの影響により、GDPはマイナス。賃金伸び率が低下してきているが、物価の上昇は低く、実質賃金は増加している。
- 労働市場をみると、雇用は、前年に比べ減少しており、失業も増加。
- 最低賃金以下の労働者は、閉鎖を余儀なくされた業種で働いており、一時休業となる可能性が高い。

主な分析

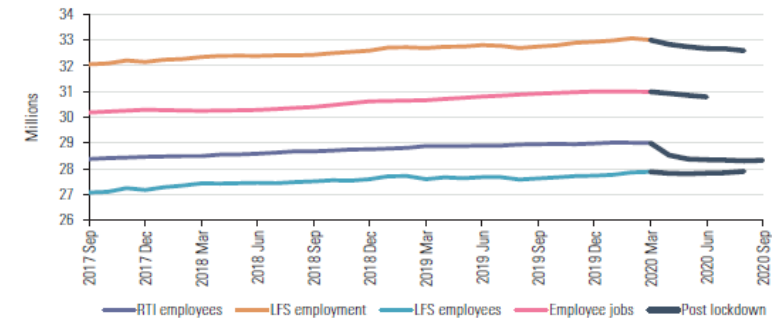
内容	結果	〔参考〕 目安審議での参照データ
経済成長 GDPの推移【1997-2020】 ※右上図参照 平均賃金の推移【2008-20】 賃金妥結額の分布【2017-20】 インフレーションの推移【2006-20】 実質賃金の推移【2008-20】 生産性の変化【2008-20】	<ul style="list-style-type: none"> ○ GDPは直近でマイナス。 ○ 平均賃金は直近で横ばい。 ○ 賃金妥結額は2%台が多い。 ○ インフレ率は低下。 ○ 実質賃金は増加。 ○ 生産性は低下。 	対応する項目（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実質・名目GDPの推移 ・ 賃金（月給）の推移 ・ 春季賃上げ妥結状況 ・ 消費者物価の推移 ・ 実質賃金指数の推移 ・ 労働生産性の推移
労働市場 雇用の推移【2008-20】 ※右下図参照 労働時間の推移【2008-20】 失業の推移【2008-20】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用は直近で減少。 ○ 労働時間・求人とも、直近で減少したが、その後回復。ただし、危機前を下回る。 ○ 失業は増加。 	完全失業率や雇用者数のデータなど、基本的な項目は提示。
その他 最低賃金の対象となる産業別労働者数・割合【2019】 産業別一時休業者の割合【2020】 時給別の労働者の世帯における属性【2018-19】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 閉鎖を余儀なくされた業種で最低賃金労働者数が多い。 ○ 低賃金職業で一時休業者が多い。 ○ 最低賃金労働者が世帯の主な稼ぎ手である可能性は低い 	対応する項目（例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響率 ・ 未満率 ・ 休業者の動向

Figure 1.2: Monthly GDP, UK, 1997-2020



Source: LPC estimates using ONS data. Monthly GDP index (ECY2), monthly, seasonally adjusted, UK, August 1997-August 2020.

Figure 2.6: Employment, UK 2017-2020



Source: LPC estimates of HMRC RTI payrolled employees, LFS total employment (MGRZ), LFS employees (MGRN) and employee jobs series, monthly and quarterly, seasonally adjusted, UK, September 2017-September 2020.

※ 2021年4月から23歳以上を対象

要約

○ コロナの影響を受け、4月以降、低賃金労働者の雇用は減少。低賃金労働者は一時休業となる可能性が高く、賃金損失を被る可能性がある。低賃金労働者の雇用主は、雇用に影響を与えずに全国生活賃金(NLW)の増加に対応することは難しい可能性がある。

主な分析

内容	結果	〔参考〕 目安審議での参照データ
Bite (最低賃金/中位数) の長期的推移【1999-2020】 ※右上図 参照	全国生活賃金 (NLW) は約60%まで増加。	-
雇用率 (個人の特性別) の変化【2016-20】	無資格者を除き3月まではおおむね上昇。	-
雇用者数 (職業産業別) の動向【2020】 ※右下図 参照	4月以降、低賃金の職業産業で雇用は減少。	雇用者数の推移
職業産業別一時休業者数【2020】	低賃金の職業産業で一時休業者が多い。	休業者の動向

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

この他、①全国生活賃金 (NLW) が雇用、労働時間、賃金等に与える影響に関する外部の委託研究 (実証分析)、②NLWの影響を受けやすい労働者の属性、地方、業種等に関する分析、③労使関係者からのヒアリングを紹介。

〔※〕 2016年レポートから60%の目標値は設定されていた。

Figure 4.1: Bite of the NMW/NLW for workers aged 25 and over, UK, 1999-2020

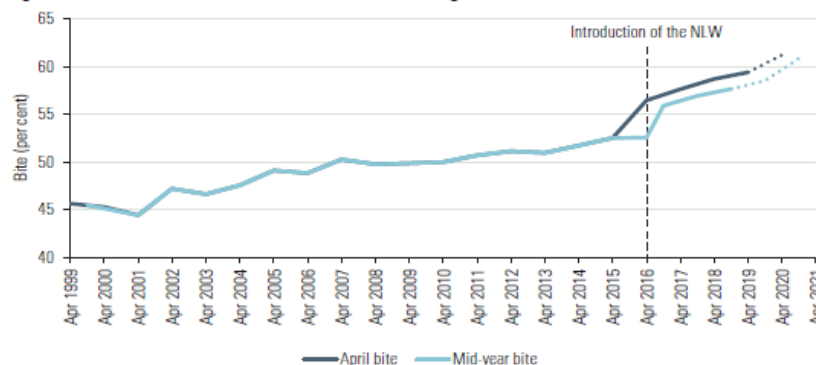
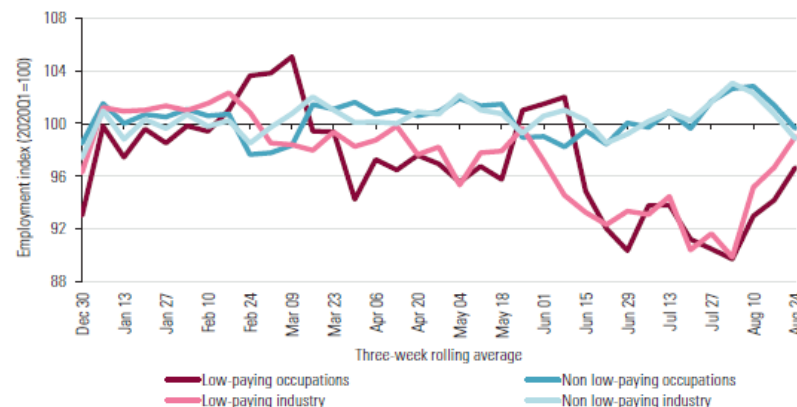


Figure 4.7: Number of employees in a week, for those aged 23 to 64, by occupation and industry, UK, 2020



要約

- 若年者については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた業種で働いている可能性が高く、特に不況の影響を強く受けている。
- 21歳～24歳の者は様々な指標で25歳以上と類似しており、引き続き2021年4月には全国生活賃金(NLW)の対象年齢を25歳以上から23歳以上に引き下げるべき(2024年4月に21歳以上に引き下げる予定)。
- 最低賃金引上げへの対応の全体的な傾向は変わらないが、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期的に利益を吸収したり、価格を上昇されることが難しくなっている兆候が見られた。

主な分析

若年者<第5章>

内容	結果	〔参考〕目安審議での参照データ
若者の雇用率・失業率の推移【1994-2020】	2020年に入って、雇用率は横ばいから低下、 <u>失業率は上昇</u> 。	失業率（年齢計）の推移
産業別若年労働者の割合【2020】※右図参照	封鎖部門で若年労働者の割合が <u>高い</u>	-
一時休業、賃金喪失を伴う労働者割合（年齢別）【2020】	若年者で一時休業が多い。 ※右図参照	休業者の動向

見習訓練生<第6章>その他の影響<第7章>

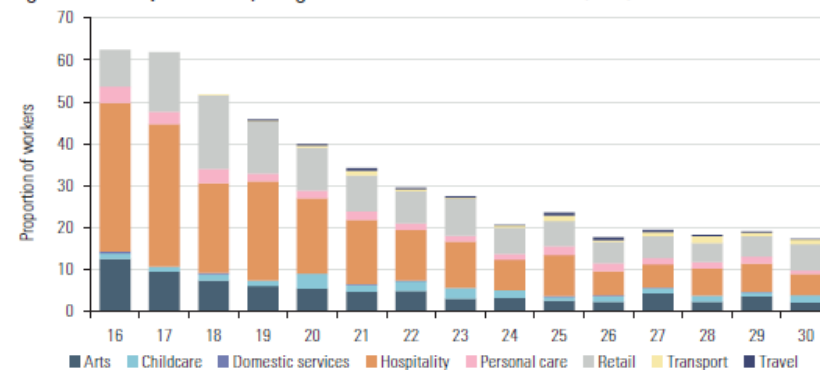
内容	結果	〔参考〕目安審議での参照データ
見習い開始数【2017-20】	2020年は減少	-

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

<参考> イギリスの最低賃金額 (2021年 ポンド)

見習訓練生	16-17歳	18-20歳	21-22歳全国最低賃金(NMW)	23歳以上全国生活賃金(NLW)
4.30	4.62	6.56	8.36	8.91

Figure 5.5: Proportion of young workers in lockdown sectors, UK, 2020



Source: LPC estimates using LFS microdata, population weights, not seasonally adjusted, four quarter average, UK, 2019 Q2 - 2020 Q1.
Note: Sectorial definitions from Joyce and Xu (2020).

この他、第5章、第6章では、若年者・見習訓練生の最低賃金に関する労使団体の見解、第7章では、最低賃金と利益、価格、生産性、投資等に関する労使団体の調査や外部委託の研究等を紹介。

要約

- 新型コロナウイルス感染症とBrexitの影響により、今後の経済見通しは不確実性を増している。
- 経済は2021年に回復するが、早くとも2022年まで完全には回復しないと予想される。
- 全国生活賃金(NLW)について、目標までの道筋を示すのが通常(※)だが、一時休業する労働者が多いため、「賃金の中央値」を正確に計算することが困難。このため、雇用の見通しに対する重大なリスクを最小限に抑えることを考えることとする。
〔※〕 これまでの政府目標は2020年までに賃金中央値に対する最低賃金(NLW)の割合を60%(現在の目標は2024年までに2/3)とすることであり、これまでは目標達成までの道筋を示しつつ、毎年改定額を勧告。
- **厳しい経済状況の中、雇用リスクを最小限に抑えるためには、予想される物価上昇よりやや高く、予想される賃金上昇とほぼ一致して、2021年は全国生活賃金(NLW)を8.91ポンド(19ペンス2.2%の引上げ)にすべきと勧告。**

主な分析

内容	結果	〔参考〕 目安審議での参照データ
各種経済指標の見通し 【2019-21】 GDP成長率 賃金の伸び率 消費者物価(CPI)の伸び率 雇用の伸び率 失業率 ※右表参照	GDP成長率:2021年は回復も水準は低い 賃金の伸び:2021年は上昇もばらつき CPIの伸び:2021年は上昇 (1.3~2.0%) 雇用の伸び:低い水準 失業率:高い水準	GDP成長率、CPI上昇率は、審議資料(月例経済報告)に当年度までの見通しの記載あり

Table 8.2: Forecasts for the economy, 2020-2022

	Actual	OBR forecasts			Bank of England forecasts			HM Treasury panel median forecast		
		July 2020 central scenario			August 2020			August/October 2020		
	2019	2020	2021	2022	2020	2021	2022	2020	2021	2022
GDP Growth (whole year)	1.3	-12.4	8.7	4.5	-9.5	9.0	3.5	-10.1	6.4	3.3
Average Weekly Earnings AWE (whole year)	3.5	0.2	3.7	2.7	-1.3	3.0	3.8	0.3	2.4	2.7
Inflation CPI (Q4)	1.4	0.7	1.3	1.9	0.3	1.8	2.0	0.6	2.0	1.9
Inflation RPI (Q4)	2.2	1.3	1.1	3.0				1.2	2.7	3.0
Employment growth (whole year)	1.9	-4.5	-1.2	4.0	-3.8	2.5	2.0	-1.2	-2.1	
Unemployment rate (Q4)	3.8	8.8	10.1	6.9	7.5	6.0	4.5	7.7	6.9	5.7

Source: Office for Budget Responsibility (2020b); HM Treasury (2020a and 2020b) and Bank of England (2020a); GDP growth (ABMI), total employment as measured by workforce jobs (DYDC), unemployment rate (MGSC), quarterly, and AWE total pay (KAB9), monthly, seasonally adjusted; RPI (CZBH) and CPI (D7G7), quarterly, not seasonally adjusted, UK (GB for AWE).
 Note: Bank of England forecasts of unemployment rates are for the third quarters, 2019-20.

改定額の勧告

対象	勧告	根拠
23歳以上 全国生活賃金 (NLW)	8.91ポンド (+2.2%)	厳しい経済状況の中、雇用リスクを最小限に抑えるため、予想される物価上昇よりやや高く、予想される賃金上昇と一致した引上げ率を勧告。低賃金労働者の貢献の認識は重要。2024年に賃金中央値に対するNLWの比率を3分の2という目標の変更は推奨しない。
21-22歳 全国最低賃金 (NMW)	8.36ポンド (+2.0%)	脆弱で、不況の影響を受けやすいが、2024年までの23歳以上の最低賃金との統合に向けて、23歳以上と比較してわずかに低い引上げ率を勧告。
18-20歳 全国最低賃金 (NMW)	6.56ポンド (+1.7%)	より脆弱で、閉鎖部門や一時休業で労働。インフレ期待にほぼ一致した引上げ率を勧告。
16-17歳 全国最低賃金 (NMW)	4.62ポンド (+1.5%)	最も脆弱で、閉鎖部門や一時休業で労働。わずかな引上げ率を勧告。
見習訓練生	4.30ポンド (+3.6%)	2年後の2022年に16-17歳の最低賃金との統合に向けて、引上げを勧告。

ドイツ最低賃金法第9条に基づく最低賃金委員会の決議 (2020.6.30)

最低賃金法第9条に基づく最低賃金委員会の決議

2020年6月30日の会議で、最低賃金委員会は、次の段階で法定最低賃金を引き上げることを全会一致で決定した。

- ・ 2021年1月～ 9.50ユーロ (2020年1月基点で+1.6%)
- ・ 2021年7月～ 9.60ユーロ (同+2.7%)
- ・ 2022年1月～ 9.82ユーロ (同+5.0%)
- ・ 2022年7月～ 10.45ユーロ (同+11.8%)

根拠

最低賃金委員会は、総合的な評価 (Gesamtabwägung) の一環として、労働者の適切な最低保障に寄与し、公正でかつ機能する競争条件を確保し、なおかつ雇用を脅かさないようにするために、最低賃金をどの額にすれば適切であるかを審査する。法定最低賃金の額を確定する際には、事後的に協約賃金の動向への適応を図る。法定最低賃金が最低賃金法に掲げる基準に及ぼす影響に関する現在の知見については、当委員会が、連邦政府へ向けた当委員会の第3次報告書 (本決議書とともに公開) の中で包括的に文書化している。

本年の決議は、コロナパンデミックとその経済的な影響に直面し、不確実性が大きい時期に行われる。2020年は年間を通じて経済全体としては明らかな景気後退が予想されるが、業種間で著しい差が存在する。2021年については、最新の予測では経済の回復が見込まれている。そして2022年以降は、国内総生産がパンデミック前の水準に回復すると期待される。最低賃金の調整は、現行の労働協約には実質的な影響を及ぼさない。しかし何より、2022年まで段階的に実施される各調整額が事前に予告されることによって、労働協約当事者 (労使) が労働協約を改定する際に、法定最低賃金の引き上げを考慮に入れることが可能となる。既往の経済評価研究は、最低賃金の導入に対して、法定最低賃金がこれまで就業者に及ぼした悪影響はほんのわずかであるという結論に至っている。この悪影響は2015年に法定最低賃金が導入された直後、僅少労働 (「ミニジョブ」) の専業従事者に主として認められた。その後、続いて実施された最低賃金の引き上げは、統計的に測定可能な影響を就業者に及ぼすことはなかった。今回、決議した最低賃金の4段階の引き上げには、現下の経済危機を鑑み、対象となる企業・事業所に対して賃金コストの上昇を負担可能となるように分散させる狙いがある。

最低賃金の引き上げに関する本日の決議は、最も低い労働報酬による略奪的競争を阻止することで、公正でかつ機能する競争条件の確保に寄与することを目的とする。最低賃金レベルの賃金で労働者を雇う企業や事業所にとって法定最低賃金の引き上げは、賃金コストの上昇と、それによる生産コストの上昇を意味する。現行の評価結果から、企業・事業所の大多数がより高水準の賃金コストへの適合に成功しており、経済全体の競争状況への基本的に不利な影響は観察されていないことが明らかとなる。事後的な協約賃金の動向への適応に対して、最低賃金委員会は連邦統計局の賃金指数に依拠する。具体的には、時間額としての法定最低賃金の定義に従って、特別手当を除く協約時間給を基礎として考慮する。経済動向に関する現在の予測、ならびに雇用状況・競争状況に関する知見を背景として、最低賃金委員会は総合的な評価の一環として、最低賃金の当該の段階と規模での引上げを、労働者の最低保障を有効に改善するために妥当であるとみなす。個々の視点については当委員会内で議論と評価が分かれた。しかし、結果的に当委員会は、決議された法定最低賃金の段階的引き上げを、法律で定める総合的な評価の一環として妥当であるとみなす。将来的な決定においては、当委員会は改めて、総合的な評価の一環として最低賃金法に掲げる基準を考慮の上で、法定最低賃金をどの額にすれば負担可能であるかを審査することになる。最低賃金委員会は、最低賃金法第10条第3項の規定による意見聴取の実施の可能性を利用した。表明された意見は最低賃金委員会の第3次報告書の別冊に掲載する。

要約

- 最低賃金委員会は、最低賃金額の決定に加えて、最低賃金が労働者の保護、競争条件、雇用に及ぼす影響に関する報告書を連邦政府に提出することになっている。2020年の報告書では、2019年末までの状況を検証している。※新型コロナウイルス感染症の影響は対象外。
- ドイツ国内の経済状況は、2015年の法定最低賃金導入以降、安定的に成長し、雇用状況も良好、失業率も相対的に低い状況で推移。ただし、2018年後半から景気は冷え込み始め、新型コロナウイルス感染症の影響によって景気後退が起こっている。

主な分析

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

内容	結果	〔参考〕目安審議での参照データ
経済成長 GDP成長率の推移【2014-2019】 消費者物価【2014-2019】 ※右上図参照	○ GDPの伸びは+1.5%~2.5%で推移したが、直近は微増。 ※2020年は▲6.3%、2021年は+5.2%の予測。 ○ 消費者物価は2017年以降、前年比+1.5%前後で推移。 ※2020年は+0.5%、2021年は+1.5%の予測。	対応する項目(例) ・実質・名目GDPの推移 ・消費者物価の推移 ・実質賃金指数の推移
労働市場 雇業者・失業者、失業率の推移【2014-2019】 ※右上図参照	○ 雇業者数は増加、失業者数は減少、失業率は低下傾向。 ※2020年の雇業者数は47万人減少、失業者は52万人増加の予測。	完全失業率や雇業者数のデータなど、基本的な項目は提示している。
その他 フルタイム雇業者の賃金中央値に占める最低賃金の割合【2018】 ※右下図参照	○フルタイム雇業者の賃金中央値に占める最低賃金の割合は46% (OECD、2018) ※全雇業者の賃金中央値に占める最低賃金の割合は52% (2018)	-

2014年~2019年の経済指数

注：失業率は登録失業者のものである(%)。

	2014	2015	2016	2017	2018	2019
実質国内総生産 (対前年変化率%)	1.9	1.7	2.2	2.5	1.5	0.6
国内就業者数 (百万)	42.7	43.1	43.7	44.3	44.9	45.3
失業者数 (百万)	2.9	2.8	2.7	2.5	2.3	2.3
失業率 (%)	6.7	6.4	6.1	5.7	5.2	5.0
消費物価 (対前年変化率%)	0.9	0.3	0.5	1.5	1.8	1.4

EU加盟国のフルタイム雇業者の賃金中央値に占める最低賃金の割合 (2018、OECD)



Anmerkung: Keine Werte für Bulgarien, Kroatien und Malta, da diese nicht der OECD angehören. Das Vereinigte Königreich war 2018 noch Mitglied der EU.
Quelle: OECD (2019).

その他、最低賃金に関する経済学の理論や実証分析の手法、ヒアリング調査先、最低賃金の評価に利用するデータベース、委託研究機関等について紹介。

要約

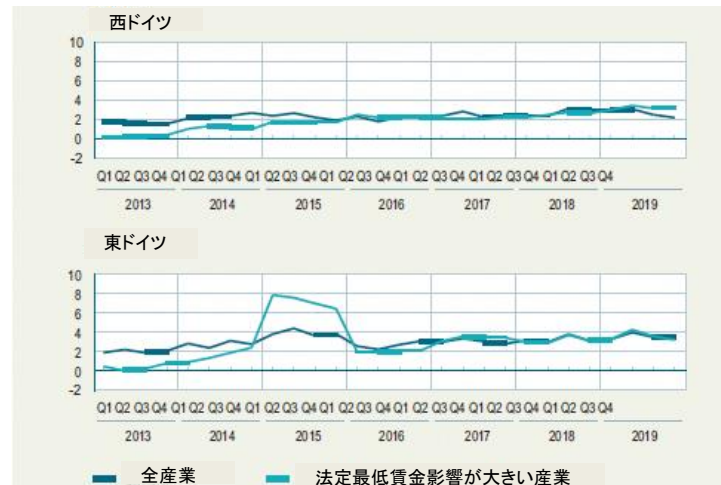
- 法定最低賃金導入により、最低賃金の影響を受ける産業の労働者の時給は顕著に増加し、全体の時給も緩やかに増加している。
 - 最低賃金額を正確に知る労働者は約20%程度。最低賃金法違反は、増加傾向にある。
 - 失業給付Ⅱの受給者は最低賃金導入後わずかに減少。最低賃金導入による貧困リスクの低下は懐疑的な見方の研究が多い(※)。
- ※ 失業給付Ⅱ：補足的な失業扶助制度。働くことはできるが仕事がなく(十分な収入のない低賃金労働者も含む)生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)に対して支給される。財源は、連邦政府の一般財源であり、給付水準は、最低生活水準を維持できる程度の額。
- ※ 貧困リスクの低下に懐疑的な理由は、①貧困リスクの高いグループの多くは就業していない、②最低賃金労働者のうち貧困家庭は一部、③失業給付Ⅱを受ける就業者の貧困リスクの原因は低賃金ではなく労働時間の短さであると分析。

主な分析

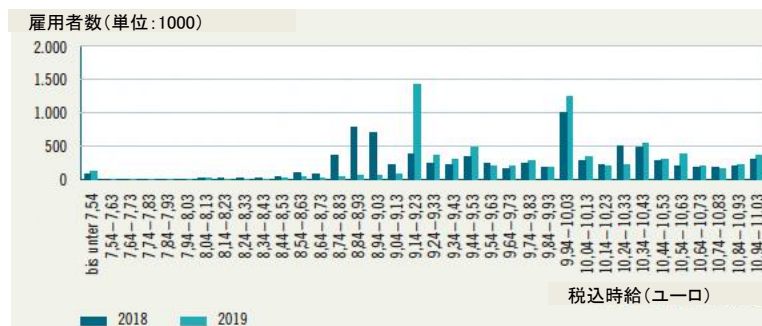
(参考) 「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

内容	結果	[参考] 目安審議での参照データ
時給の増加率【2013-19】 ※右上図参照	○最低賃金導入により最低賃金の影響を受ける産業の労働者の時給は増加(特に東ドイツ)	対応する項目(例) ・賃金(月給)の推移 ・賃金分布 ・影響率 ・未満率
雇用形態別月給の増加率【2014-18】	○低賃金労働者の月給の上昇は時給よりも小さいが、労働時間の短縮が原因。	
賃金分布【2014,2016,2018】 【2018,2019】※右下図参照	○最低賃金をわずかに上回る労働者の賃金も増加。	
最低賃金導入/改定の影響を受ける雇業者【2015,2017,2019】	○最低賃金をわずかに上回る労働者の賃金も増加。	
最低賃金の認知度調査【2018,2019】	○法定最低賃金の存在を認知する労働者は約95%。額を正確に知る労働者は約20%。	・監督指導結果の推移 ・業種別法違反の状況
違反件数【2015-2019】	○最低賃金法違反は増加傾向(未払・文書要件双方)。	
最低賃金ホットラインへの問合せ者/内容【2018,2019】	○最低賃金法違反は増加傾向(未払・文書要件双方)。	
失業給付Ⅱの受給者数【2014-2019】	○失業給付Ⅱの受給者はわずかに減少。貧困リスクの低下は懐疑的な見方の研究が多い。 ※最低賃金による賃金上昇の年金財政への影響は非常に小さい。	-

全産業および最低賃金の影響の大きい産業での社会保険適用労働者の時給の変化(対前年比%)



2018年/2019年の低賃金雇業者の分布(名目時給別雇業者数)



この他、最低賃金の賃金に与える影響に関する実証分析を紹介。

要約

- 最低賃金の影響を受けた産業では、社会保険対象雇用は増加しているが、ミニジョブは減少している。
- 失業者は減少傾向。最低賃金の導入や引上げによる失業への影響は統計的に有意ではない。
- 法定最低賃金導入以降、労働時間の増減に有意な傾向は見られないが、ミニジョブの労働時間は減少している。
- 求人は増加傾向にあり、最低賃金との間に統計的に有意な関係は見られない。

※ ミニジョブ：月額平均賃金450ユーロ以下、または一年の労働日数が3ヶ月以下もしくは合計で70日未満の雇用。医療・介護・失業保険の適用外。年金は任意に加入しないことが可能。

主な分析

〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

内容	結果	〔参考〕目安審議での参照データ
雇用の推移（総、男女別、雇用形態別年齢階級別、地域別、社会集団別、最低賃金の影響を受ける部門別）【2013-19】 ※右上図参照 ミニジョブの推移【2014-2019】	○ 雇用全体は増加。最低賃金の影響を受けた産業では、社会保険適用雇用は増加した一方、 <u>単独のミニジョブは減少</u> （副業のミニジョブは増加）。 ※ 法定最低賃金の導入によりミニジョブの一部が社会保険適用雇用に転換したとの研究あり。	対応する項目（例） ・ 完全失業率や雇用者数のデータなど、基本的な項目は提示している。
失業給付の推移【2014,2015】 失業（率）の推移（総、男女別、雇用形態別年齢階級別、地域別、社会集団別）【2014-2019】	○ 失業者は減少 ※ 最低賃金の導入・引上げによる失業への影響は統計的に有意ではない。	-
週当たりの労働時間の推移（雇用形態別）【2014-2018】 最低賃金近傍労働者の労働時間【2014-2018】※右下図参照	○ 法定最低賃金導入以降、 <u>全体としては増減ないが、ミニジョブの労働時間は減少</u> 。	-
求人の推移（総、最低賃金の影響を受ける部門、地域別）【2013-2019】 社内研修のポスト数、応募者数の推移【2009-2019】 一社当たりのインターンシップの数・割合【2011-2018】 自営業数の推移【2010-2016】	○ 求人は増加傾向。最低賃金との間に統計的に有意な影響は見られない。 ○ 法定最低賃金導入以降、社内研修やインターンシップに大きな変化はない。 ○ 法定最低賃金導入以降、自営業者は減少傾向。	-

最低賃金の影響が大きい産業と小さい産業での社会保険適用雇用者の変化(対前年同四半期に対する変化(%))



2014年～2018年4月の最低賃金近傍労働者の平均労働時間

(最低賃金近傍労働者：2014年8.5ユーロ未満、2015-16年：8.45-8.54ユーロ、2017-2018年：8.79-8.88ユーロ)



この他、最低賃金の雇用等に与える影響に関する実証分析を多数紹介。

要約

- 最低賃金引上げへの企業の対応策として多いのは、労働時間短縮と価格の引上げ。特に最低賃金の影響が大きい産業で価格上昇。
- 最低賃金による企業またはマクロ経済の労働生産性への影響はこれまで確認されていない。
- 法定最低賃金導入により、短期的には設備投資へのネガティブな影響が見られたが、持続的な影響は見られない。
- 最低賃金による企業の利益状況に負の影響が見られるが、マクロでは企業収益は増加傾向。
- 倒産は減少傾向。最低賃金の影響を受ける企業の倒産等への影響は見られない。

主な分析

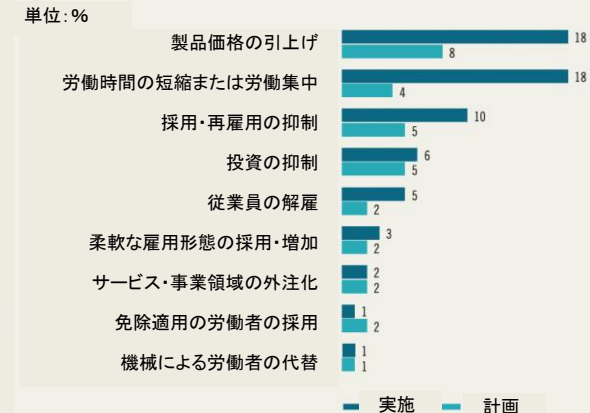
〔参考〕「目安審議での参照データ」中、「-」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

内容	結果	〔参考〕 目安審議での参照データ
最低賃金の引上げへの企業の対応【2015-2017】※右図参照 労働時間当たりの人件費の変化【1997-2019】 労働生産性、給与、単位労働コスト（名目）【1991-2019】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金引上げへの企業の対応策として多いのは、<u>労働時間短縮と価格の引上げ</u>。 ○ 労働時間当たり人件費は増加。 ○ <u>最低賃金による企業又はマクロ経済の労働生産性への影響はこれまで確認されていない</u>。 	対応する項目 (例) 労働生産性の推移
設備投資の推移【2013-】 産業別の物価の推移【2015-2019】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備投資は増加傾向。最低賃金の導入により<u>短期的にネガティブな影響が見られるが、持続的な影響は見られない</u>。 ○ 法定最低賃金導入による<u>価格上昇が見られた</u>（特に最低賃金の影響が大きい産業）。 	消費者物価指数
個人消費の変化率【1992-2019】	○ 最低賃金の影響を直接受けた世帯の個人消費は増加。	-
企業利益の変化率【1992-2019】 事業の登録抹消と破産手続の推移【2013-2019】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低賃金が企業の利益状況に負の影響が見られるが、マクロでは、企業収益は増加。 ○ 最低賃金の影響を受ける企業の倒産等への影響は見られない。<u>倒産は減少傾向</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間設備投資 ・ 法人企業統計による企業収益 ・ 倒産件数

この他、最低賃金の企業に与える影響等に関する実証分析を紹介。

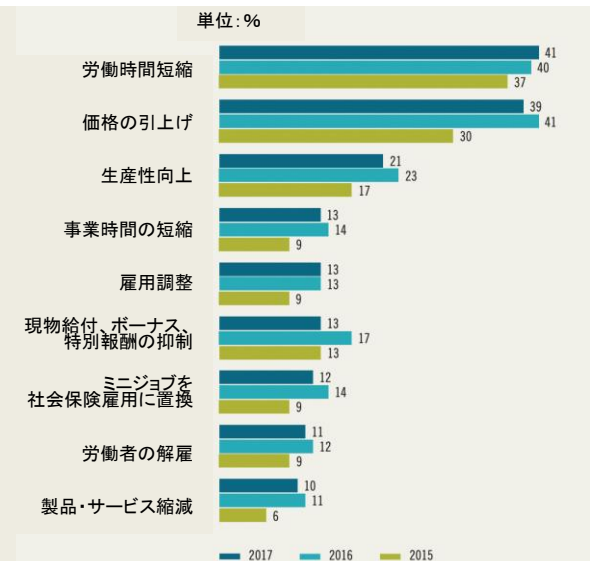
法定最低賃金導入への企業の対応策

※ドイツ労働市場・職業研究所(IAB)企業パネル調査(2015)



法定最低賃金導入・改定への企業の対応策

※連邦統計局給料調査(VE)(2015、2016、2017)



フランス最低賃金専門家委員会の報告書の概要

1. 専門家委員会の作業と提案は、2つの目的に導かれている。すなわち、持続可能で永続的な方法で雇用を増やし、失業を減らし、貧困と闘うことである。
2. 2020年、健康危機で経済成長は崩壊した。2020年には国内総生産（GDP）が10%程度低下することが予測されており、この危機はフランスおよび世界経済にとって、平和な時代においては未曾有の経済ショックである。政府の支援策により、家計所得や生産装置はほぼ維持されてきた。しかし、上半期は歴史に残るほどの雇用の減少が続き、第3四半期は雇用創出が堅調に推移したものの、依然として不透明な状況が続いている。国家保証融資などの大規模な措置の支援を受けたにもかかわらず、企業の財務状況は深刻に悪化している。多くの企業の存続が脅かされ、雇用に強い影響を及ぼす可能性がある。
3. SMIC（全産業一律スライド制最低賃金）に近い賃金水準の労働者は、失業リスクにさらされやすく（短期の期限付雇用契約や非正規で雇用されることが多い）、ロックダウン中も活動を継続していた職業の割合が高いように見える。また、労働者全体で見ると一時休業となるが多かった。彼らは一時休業の措置の特別な調整の恩恵を受け、それによって購買力を完全に維持することができた。
4. 2019年、フランスは、OECD諸国の中で最低賃金水準での純所得が賃金中央値に最も近い国であり、一方、最低賃金水準での労働コストは、OECD諸国の平均に近かった。この組み合わせは、雇用者の社会保険料の軽減と低所得者支援制度の両方によって説明できる。本報告書では、SMIC水準での事業主の社会保険料が現在は労働災害や職業病への負担金に限定されていることから、未熟練者雇用を支援する政策は、今後、社会保険料の負担軽減以外の方法を模索していかなければならないと指摘している。賃金階層の底辺での可動性が効果を失い、低所得者を支援する政策も2019年には限界に達している。
5. 専門家委員会は、2021年1月1日にはSMICの政府裁量によって改定しないことを勧告している。その場合、SMICは物価・賃金スライドによる自動改定のみで改定していくことになるが、本稿執筆時点での試算では、購買力の向上につながると考えられる。この勧告には、COVID-19による危機の影響以外にも構造的な理由がある。まず、今回の危機以前のフランス経済の状況は脆弱なままであった。いくつかの進展があったにもかかわらず、高い失業率、弱い競争力、企業の財務状況の悪化を特徴としていたが、2019年にはCICE（競争力・雇用目的税額控除）の変革に連動した経過的な改善が見られるようになった。このような構成では、自動改定を超えたSMICの（政府裁量による）引上げは、特に雇用者の社会保険料の軽減で補うことができなくなってしまうだけに、最も脆弱な人々の雇用に悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、専門家委員会のこれまでの報告書では、フランスでは、最低賃金は、労働時間が少なすぎることが主な原因である労働者の貧困の削減には不向きな手段であることが証明されている、ということが広範囲に報告されている。最後に、フランス経済の状況はCOVID-19危機によって揺らいでおり、この激動によって引き起こされた新たな課題は、SMICの政府裁量による改定を主張するものではない。労働市場の状況やほとんどの企業の財務状況が大幅に悪化しており、急速に回復するかどうかは不透明であり、このような状況にあっては、購買力の向上よりも、雇用やフルタイム雇用を優先させるべきである。そして、産業や職種ごとにソーシャル・パートナーによる団体交渉で、この雇用やフルタイム雇用を推進するべきである。

(略)

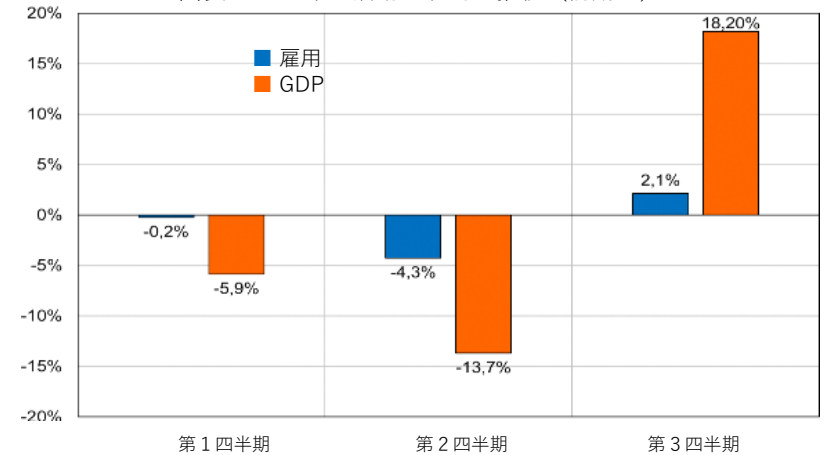
要約

- コロナの影響により、20年にはGDPが約10%低下と予測。
- 上半期は71.5万人の雇用が失われたが、経済活動の低下幅を考慮すると限定的。
- 第3四半期の経済活動は非常に活発で大きな雇用創出があったものの、今後の状況は依然として不透明。

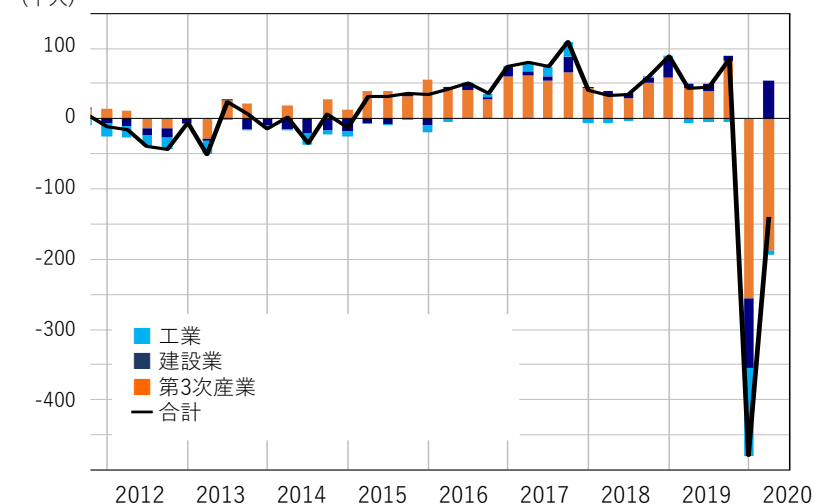
主な分析

内容	結果	[参考] 目安審議での参照データ
GDPの変化 ※右上図参照 可処分所得の変化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上半期のGDPは19年末に比べ、<u>20%近い減少、第3四半期は前期比約18%増と反動。</u> ○ 家計の第2四半期の名目可処分所得は前年同期比2.1%減と経済ショックの影響を免れている。 	対応する項目 (例) ・ 実質・名目GDPの推移 ・ 賃金 (月給) の推移
雇用の推移【2005-20】 ※右下図参照 非正規雇用の推移【2005-20】 産業間のばらつき 失業率、年齢別失業率の推移【2008-20】	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>上半期に71.5万人の雇用が失われた。第3四半期の雇用創出は大。</u> ○ 非正規雇用は正規雇用の3%であるのに<u>上半期に失われた雇用の30%が非正規。</u> ○ 非正規以外で雇用喪失が大きかった産業は、宿泊・外食、芸術・娯楽。 ○ 大量の失業者が職探しを中断したことなどにより失業率は低下。 	完全失業率や雇用者数のデータなど、基本的な項目は提示。

図表 2020年の活動・雇用の推移 (前期比)



図表 雇用の変動 (報告書から2012-20を抜粋)



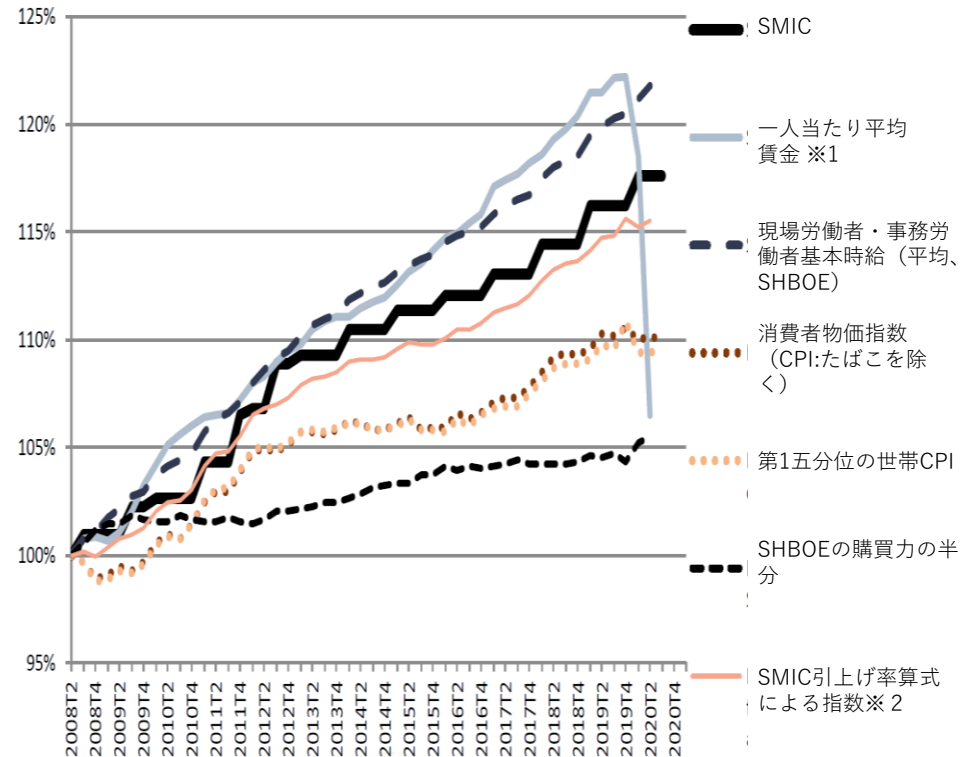
要約

- [推移をみると] SMICの購買力は継続的に上昇、SMICの上昇は賃金の基準指数(時間給)より緩やか。
- 21年1月のSMIC改定率の試算値は0.99%の引き上げ。
- 20年1月改定の影響率は13.0%。

主な分析

内容	結果	〔参考〕目安審議での参照データ
最低賃金、賃金指数の推移【2008-20】 ※右図参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年以降、政府裁量による改定を伴わないSMICの引上げは、SMICの購買力の継続的な上昇を保障してきた。 ○ (指標としている) 賃金の基準指数の上昇より緩やかであった。 ○ 消費者物価上昇率と購買力から計算したSMIC改定率の試算値は0.99%※1。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金(月給)推移 ・ 実質賃金指数 ・ 春季賃上げ妥結状況
部門別交渉による協約賃金の推移【2002-17】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃金協約の活動数は微減。 ○ 協約賃金はSMICに安定的に合致。 ○ 協約賃金の分布は安定的に推移。 	— ※2
影響率の推移【1991-20】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2020年の影響率は、13.0%。 	・ 影響率の推移

図表 SMIC、時間給の推移 (2008年第2四半期=100)



※1 SMIC改定率は、①生活水準第1五分位の世帯の消費者物価(除たばこ)の変動、及び②SHBOE(現場労働者と事務職員の基本時給)の購買力の変動の半分から計算した値に、③政府の裁量を加えて決定する。報告書作成時には、①②の計算に必要な数値が確定していなかった。

※2 「—」は参照データとして現在提示していない、またはデータがないことを表す。

※1 一人当たり平均賃金は総賃金額(一時休業手当が含まれていないため大幅に減少)と労働者数(一時休業者を含む)に基づいて計算するため、2020年第1四半期以降、大きく減少した。

※2 この指数の動きに政府の裁量分を加えて改定率を決める。

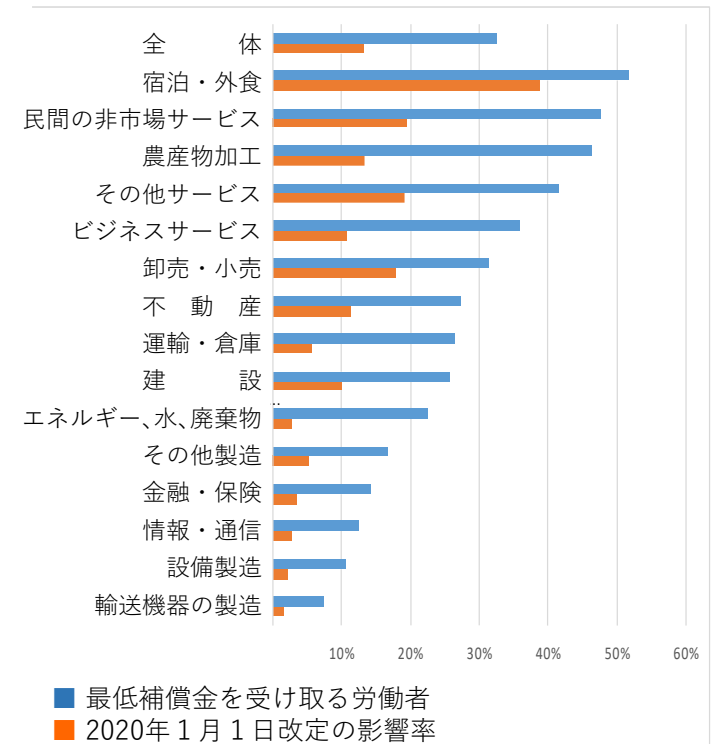
要約

- **最低賃金労働者の純所得※1はOECDの中で最も高い。**※1 社会保険料、所得税、所得支援給付金（仏では活動手当）を控除した後の所得。
- **時間当たり労働コストは2019年まで緩やかに上昇していたが、2020年初めに急増。**
- **企業利益率は、金融危機後悪化し、2014年以降回復していたが、2020年上半期に低下。**
- **ロックダウン期間中に休業した労働者の割合は最賃近傍労働者※2で高かった。**
- **2020年1月改定の影響率が最も高かったのは外食・宿泊。**※2 賃金が最低賃金(SMIC)に近い労働者。第4章ではSMICの1.05倍以下とした分析が多い。
- **個人や地域社会へのサービス関連の職種で最賃近傍労働者の割合が高い。**

主な分析

内容	結果	〔参考〕目安審議での参照データ
労働コストの国際比較【2018】 時間当たり労働コストの推移【2011-20】	○ 賃金の中央値との比較で見ると、フランスの最低賃金はOECDの中位であるが、 最低賃金労働者の純所得はOECDの中では最も高い。 ○ 12～19年の時間当たり労働コストの上昇は ユーロ圏全体よりも緩やかであったが、20年初めに労働コストが急増。	—
企業利益率の推移【2000-20】	○ 金融危機発生後、非金融企業の利益率は悪化し、 14年以降回復したが、金融危機以前の水準には戻らず。 ○ 20年上半期は、 コロナの影響で利益率が低下。	経常利益の動向
ロックダウン週に働かなかった労働者の割合（前年同期間との比較）【2019、20】	○ ロックダウン期間中は、他の労働者に比べ、最賃近傍労働者で「一時休業※1」や休職の頻度が高かった。	休業者の動向
産業別「一時休業」と対象者のうち最低補償金※2適用者割合、影響率【2020】※右図参照 最賃近傍労働者の多い職種【2017-19】	○ 一時休業対象者の32%が最低補償金※2を受取。 ○ 産業では宿泊、外食、民間の非市場サービスなどで最低補償金の対象者の割合が高い。 ○ 影響率が最も高いのは、宿泊・外食。 ○ 「理・美容師」「家庭・家事スタッフ」など、個人や地域社会へのサービス関連の職種で最賃近傍労働者の割合が高い。	影響率・未満率

図表 2020年4月に「一時休業」の対象となった労働者のうち最低補償金を受け取っている労働者の割合



労働コスト、利益率

最賃(SMIC)近傍労働者

※1 労働者は労働しない時間について、賃金の代わりに企業から補償金を受け取り、国はこの補償金を企業に支給する。コロナによる危機への対応策として導入した措置。

※2 時間給がSMICの1.13倍を下回る場合に支給される額（8.03ユーロ）。通常の補償金は時間給の70%。

要約

- EU主要国及び英米のコロナ禍における最低賃金改定状況を確認。また、最近の国内外の研究結果を概観。
※ 2020年はSMIC導入50年にあたり、この間の賃金格差や影響率等の推移を概観。
- 2021年1月1日のSMIC改定は、自動改定(物価・賃金スライド)のみを行い、政府裁量による上乗せ改定は行わない。
- コロナによる経済への影響を踏まえれば、上乗せ改定を行う状況にはなく、行った場合には雇用に悪影響を及ぼす可能性。

主な分析

内容	結果	〔参考〕目安審議での参照データ
各国の最賃水準【2019】及び20年の改定状況、検討状況 諸外国の研究論文、事後的な評価等の概観	<ul style="list-style-type: none"> ○ イギリスでは政府目標（最低賃金(NLW)を賃金中央値の66%とする）を維持。 ○ ドイツでは上げを複数回に分けて緩やかに実施。 	—
賃金格差の長期的推移【長期的推移のグラフは1976～2016年までが多い】 最賃近傍労働者の割合の長期的推移 最賃近傍労働者の職種の長期的動向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最賃近傍労働者（フルタイム労働者でSMICの1.1倍以下の者）の割合は、1980年代と1990年代末に増加したものの、この期間で安定(2000年以降は10%前後で推移。) ○ 最賃近傍労働者の動き <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢の中央値は上昇しているが依然として全フルタイム労働者より低い ・ 事務職員の個人向けサービス労働者割合が拡大 	影響率の推移

改定額の勧告

勧告	根拠
2021年1月1日の改定は、最低賃金（SMIC）の自動改定（スライド）のみを行い、政府裁量による上乗せ改定は行わない。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家委員会の試算によれば自動改定のみによる改定で購買力の向上が可能。 ○ 今回の危機以前のフランス経済の状況は依然として脆弱であった。このような場合、<u>自動改定メカニズムを超えてSMICが増額されると最も弱い立場にある人々の雇用に悪影響を及ぼす可能性がある。</u> ○ 専門家委員会がこれまでの報告書で述べたとおり、労働時間が少なすぎることが主な原因であるワーキング・プアを減らす手段としてフランスの最低賃金制度は適切でない。 ○ <u>フランス経済はコロナによる危機で混乱しており、この混乱によって引き起こされた状況も裁量により改定幅を拡大することを求めない。</u> ○ 労働市場や企業の財務状況は大幅に悪化している上に、急速に回復するかどうかは不透明であり、このような状況にあっては、購買力の向上より、雇用や（短時間でない）フルタイムの雇用に優先させるべきである。そして、産業や職種ごとにソーシャル・パートナーによる団体交渉で、この雇用やフルタイム雇用を推進すべきである。